

## 仲尾次政隆の配流日記

島尻, 勝太郎 / シマジリ, カツタロウ

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

4

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

104

(発行年 / Year)

1977-07-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015523>

## 仲尾次政隆の配流日記

島 尻 勝太郎

### はじめに

沖繩は三十六島ともいわれて、多くの島からなっている。刑罰の一つとして古来流刑が行われ、遠くは八重山とその属島、宮古とその属島、近くは粟国、久米島、慶良間等が流刑地となっていた。平等所記録や家譜等には、多くの流刑に処せられた事実が述べられているが、流刑地での生活、赦免について記述されたものは皆無といつてよい。仲尾次政隆は王朝末期に、真宗布教という特殊な理由によって終身の流刑を課せられ、実際には十年間八重山で生活した。その間の日記が「配流日記」である。それは歌日記とも云うべきもので、安政二年（咸豊五）から慶応元年（同治四）に至る十一年に、六六八首の歌が記されている。その中一二六首は琉歌、五四二首は和歌である。この歌日記の最初に「日記の便りにもと折にあた

り、事にふれ、和歌も琉歌も、つらねかゝりも、心におもふまゝ口に詠吟して書あつめ置ものなり。于時  
咸豊五年乙卯六月十二日より、同治四年乙丑五月廿八日迄」と書かれている。歌の外に「生花記」とでも  
名づくべき散文と、「述懐口説」と自ら名づけたものがあり、後者が、「つらねかゝり」とされるのである  
う。解説によれば、<sup>(1)</sup>「つらね」とは八音をつらねていって、結びの最終音に六音のくる形式であり、「口  
説」とは、七五音からなる奇数律を基調とするうたであるという。けれども述懐口説は、七五音で続いて  
八六音で結んでいるので、つらねかゝりといったのであろうか。ここで「配流日記」を取りあげるのは、  
文学作品としてでなく仲尾次政隆という一信仰人の配流地に於ける生活と、その時代と社会をみる資料と  
してとりあげるのである。日記を中心として(1)生活 (2)信仰 (3)交友 (4)彼のみた八重山の民俗 (5)宮良  
砦架橋 (6)赦免 の六項目について述べたい。

## 一 禁教令と最初の法難

### 1 薩摩における一向宗禁制

薩摩における真宗禁制は、島津日新齋に始まるといわれる。日新齋(忠良)は、伊作氏島津善久(忠真)  
の子であるが、島津運久(忠幸)の嗣子となったもので、実子貴久を助けて島津氏を中興し、三州統一の  
基礎を確立すると共に、桂庵禪師の学統をつぐ碩学の舜田、舜有等によって、儒学、仏教を学び、更に神

祇を崇敬して、神儒仏の一致を説いた。その教化により、質実剛健な士風の基本が育成された。その死後三十年に、日新寺の住持、泰円守見が忠良の功績を後世に伝えるために「日新菩薩記」<sup>(2)</sup>が著された(一五九七)。

その中に次のように述べられている。

諸所に一向宗起つて、父母を軽んじ、仏神に疎する者、人間の作法にあらず。是等の徒党成敗に根を断ち葉を枯さるる事、惡逆無道は天魔の所行、天下国家を乱す。此の魔賊を誅滅する政道は、身を忠孝に碎き、心を寺社に繋ぎて、子孫長久の隱徳を積む人道ぞ。……。

魔のしよ(所為)いか(耶蘇教)天眼おがみ(宗)法華しう

一かふしうにすぎのこさしき

(一向宗) (數寄の小座敷)

これは、日新齋が、一向宗を、法華宗、基督教と共に、父母を軽んじ、神仏を疎んずるものとし、是等の徒党成敗に根を断ち、葉を枯すべきことをいったもので、薩摩における一向宗禁制の初として注目されるものである。その後、禁令、処罰が繰り返され、徳川時代に入っても、幕府のキリスト教禁制と共に、一向宗を併せ禁じた。明暦元年には、宗門取締の為に、宗体奉行をおき、その役所を宗体座と称した。元禄十二年には、宗体奉行を宗体改方と改称、更に宝永六年には宗門改方となり、又宗体座を宗門改所とし、改方も宗門改役とした。このような専任の役所により、一向宗徒の自首、訴人、嚴罰を以て臨んだけれども、信徒は各地に講組織を以て益々藩領内にひろがった。信徒の礼拝、説教等は、土蔵の二階や、山中の洞穴に暗夜、風雨の強い晩に行われ、漁村では、洋上に漁舟を出して帆柱に本尊を掲げ誦経する等の

ことがなされたという。久志浦の二十八日講は特に知られている。地形上信徒のかくれ住むに適し、ここには正光寺があつて幕末の頃、八木正蔵なる者がいて指導に當っていた。薩摩で一向宗が禁制された理由には次のことがいわれている。

(イ) 秀吉の征薩の時、本願寺がこれに便宜を与えたこと。

(ロ) 伊集院幸侃が一向宗徒で、その乱に連坐して禁止された。

(ハ) 石屋真梁が両統合体に勲功があり、後小松天皇より一向宗禁制を勅許された、等

けれども、右の理由は、禁制の一面の理由にはなるであろうが、それよりも、中世一向一揆の勢力が領主勢力をおびやかしたことに對する警戒と、薩摩の門割制や外城制による統制政策を守る為にとられた措置であろう。

## 2 琉球に於ける一向宗の禁制

琉球では十三世紀以来、禅宗、真言宗の寺院が建立され、一時期は浄土宗の袋中上人や、真言の日秀上人の布教も行われたが、一向宗の伝来布教はなかった。薩摩支配以後は、それらの僧侶に対しても、自由な布教を禁じ、僧侶の修行の為の出境を禁ずる等の規制が行われた。キリスト教と一向宗については、薩摩同様の禁令が出されている。万治二年（一六五九）の宗門改の際、起請をせしめ、その前文には、

一、鬼利死丹宗旨之儀、従前々御禁制之儀ニ付、此節も稠敷御法度被仰出候、我等嚶中ニ鬼利死丹並一向宗男女一人も隠置不申候事

一、勿論我等並妻子下人ニ至まで鬼利死丹宗ニ而無御座候事

一、以来も右之宗旨承立候ハ、則披露可申上事

これは、間切々々の噺役人又は家族の長が起請する形式になって居り、キリスト教と並んで禁止したことを示している。

『沖繩一千年史』の著者は、「沖繩にては直接禁止せられし様には見えざれども、宝曆五年八月十五日の掟として伝わりし左の条文あれば、為政家の心得として薩州同然に取扱ふべきことを命ぜられしなるべし」として次の条文をあげている。

一 幾里支丹宗之義云云

附、一向宗之儀子細有之、当家代々令禁止之、若違犯之族有之者、不依貴賤宗門改人其外支配頭へ可申出事

キリスト教については、幕藩体制を通ずる禁令であり、一向宗禁制は薩摩藩内法であるので、琉球への示達はキリスト教禁令を主とするようにみえる。けれども後の天保十年（一八三九）の知念仁屋仏像持下り事件<sup>(3)</sup>をみても薩藩は、琉球が一向宗の門戸となることを警戒していたことは推測出来る。琉球としてはキリスト教禁止と同様な取扱をせざるを得なかつたに違いない。

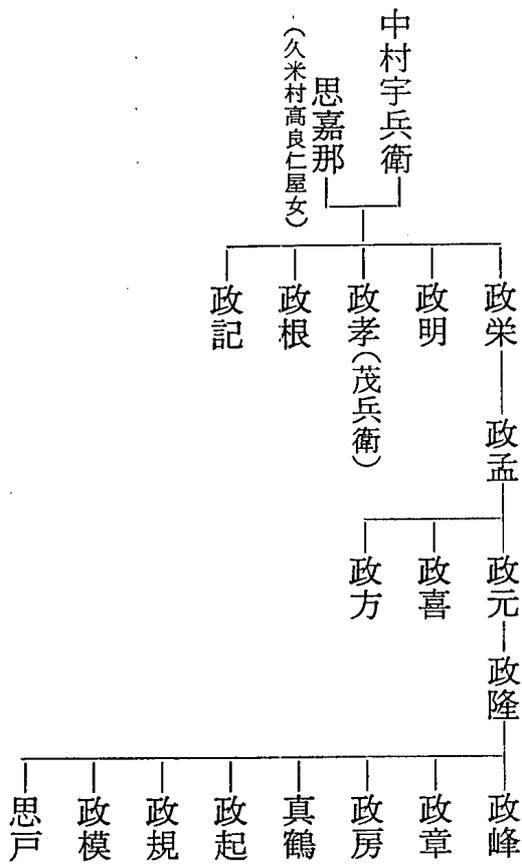
札改については、寛文五年八月十六日、延宝八年十月朔日<sup>(4)</sup>にも嚴重な注意があり、流人についても其島島で手札を出させ、札を失った者については過料を出させる等細かい注意を与えている。他国から琉球への漂流民についても其檀那寺を書き出させるようにしていた。<sup>(5)</sup> 札改は毎年十二月に行われ、各人宗内札に

身分性別年齢を記入、更印を受け、町方は村毎に、田舎は間切毎に一冊に仕立、年頭使者が薩摩藩庁に提出したものであるという。

従って一向宗についても、万治二年の例のように、起請文を出させたのであろうか。

### 3 仲尾次政隆の家系と一向宗

仲尾次家の家系は次のようになっている。



右の中村宇兵衛の先祖は京都で、応仁の乱後地方に下り、薩摩の久志浦の仁田川に住み農を営んだ。宇

兵衛の頃は船をもって運送、貿易にたずさわり巨富を得たという。琉球に渡り、那覇にも根拠をかまえ、久米村高良仁屋の女思嘉那を妻として五男を生んだ。やがて宇兵衛は薩摩に引あげるが、その時三男政孝は、後継者として同伴して茂兵衛と名のらせた。後、政栄は仲尾次家、政明は仲里家、政根は仲村家、政記は大湾家の祖となった。これらの家は、氏集によれば宇氏、薩州久志浦住仲村宇兵衛妻、宇氏思加那を大宗としている。宇兵衛は、本願寺の末寺正光寺の檀徒で、阿弥陀如来の木像、親鸞聖人、蓮如上人蓮坐の像、真鸞筆の六字の名号、その他の経文仏具等を求めて信仰していたが、これらのものは、後に政隆の代に、その家に送られる。政隆の幼少時にはかの「知念仁屋仏像持下り事件」も起っている。これは、知念仁屋が薩摩に行った時、琉球館出入の遠矢仲八から、一向宗の本尊を得て帰ったが、それから十五、六年もたった天保十年（一八三九）にこれが発覚し知念は勿論、関係者の家宅搜索が行われ、知念は平等所に監禁された事件である。これらのことは政隆に影響を与え、十五、六歳頃から真宗の信仰をもつようになったことを、伊波普猷は推測している。政隆自身も、正光寺の八木正蔵との間に書信の往復があり、真宗の教義、儀式等について教をうけていたのである。政隆がいつ頃から真宗の布教を始めたかについては記録がない。その高弟で、政隆が処罰される時、大島方面に商用で旅行して、罰を免れ、後に第二次の法難の際、備瀬の、取調書が残っていて、これを推測することが出来る。<sup>(7)</sup>

備瀬ハ牢込を以問届、備瀬申披候ハ、自身事三拾四年成辰ノ比より、渡地傾城かうじん前のうし宅ニテ致信仰候一向宗本尊拜居法名をも申請拜ミ人数へ、書物ノ意味等読聞せ尤其時ハ仏前へ備候参銭、志銭ト申、面々所存次第四五拾貫文或ハ貳三百貫文致勸進毎歳本願寺へ差登且右仏拜ミ候者共相果候節ハ、

鬢髮差登開山親鸞之墓原へ相葬候格式有之、右吊料錢面々財力次第貳三百貫文或ハ四五百貫文、是又本願寺へ差登候付、右取次人鹿兒島湊ノ矢野森右衛門近交居候故自身ニモ右本尊申請来吳候様頼メ、貳拾六年成丑年三月には阿弥陀絵掛物一幅自身願立ニ依リ可相渡トノ意味裏書ニテ本願寺住職名判等相記持下被相渡、且右宗旨ノ書籍貳冊近付ノ大和人より貰受致所持候処、其頃自身ニハ外祖父ノ家内へ被相素立彼方ニテハ信仰難成、左条獅子屋ノ前うんどりうのおた主人おたは格別ノ知人ニテ、本尊ハ右者へ相預ケ信仰させ、同年八月ニハ柿の為大島へ罷渡……

と書いている。この三拾四年成辰年というのは備瀬の取調べられた明治十年から三十四年の辰年で道光二十四年（一八四四）で、政隆三四、五歳の頃に当り、この時、備瀬と共に遊廓の傾城宅で布教を始めたのであろう。又、備瀬が本尊を移したのは二十六年成丑年三月は咸豊三年（一八五三）で、政隆も同時に自宅に移して、そこで布教するようになったと考えられる。

以上のように、政隆の真宗布教の場所は、最初渡地の遊廓内で、ここに仏像や仏具を具え集った信徒に対し真宗の教義を教へ、儀式を挙行していたのである。その間信徒は、四五十貫文から二三百貫文位の参錢又は志錢と称すものを出し、死者は吊料として二、三百貫文から四、五百貫文を出して、その鬢髮を本願寺の墓所に納めていた。この仲介をした者は、鹿兒島の信徒であった。布教後十年位で三百余の信徒を得たが、その信徒は、二次法難の例にみるように、多く遊女や下級の士やその家族で、大部分が女性であったと思われる。本尊を自宅に移して、ここを布教所とした年に、その縁者である我部山口によって密告されるに至った。咸豊三年（一八五三）に、我部山口が文書を以て告訴したことは、

(1) 男女混交して猥りケ間敷事。

(2) 国財を費すこと。

(3) 国事の秘密を洩すこと。

であったという。(1)は真宗の布教の際、多くの男女が夜間同坐することをいったものであろう。(2)(3)は政隆が大和横目を勤め、薩摩人との接触の多いことからとり上げられたのであろう。政隆は二十八歳で問役になり、三十歳で冠船寄筆者に、又御兵具当に進み、三十一歳で、大和横目に、三十五歳で那覇総横目に、三十七歳で再び大和横目になった。大和横目は、在番奉行との諸接渉、接待に当るもので、私財を費消すること最も大なる役目であったという。四十一歳には今帰仁の中城地頭職に任ぜられ、四十四歳の時、御物城役の候補となった時これを嫉む者に告訴されたのである。

政隆が告訴されると、信徒の中には仏像経文等を潮の崎で焼棄する者もあり、中には海に投じて自殺する者も現れた。その年十一月二十七日に家宅搜索が行われ、即日拘留された。一年拘禁の後、信徒に判決が下った。

仲尾次政隆は八重山へ無期徒刑

糸数青長は久米島へ六年流刑

通堂の宮平も右同様

その他三百余人が所払、寺入、罰金等の刑に処せられた。政隆の配流日記は、咸豊五年(安政二年、一八五五)六月十一日から始まる。

## 二 八重山での配流生活

### 1 慶良間、久米島での生活

政隆が慶良間阿佐村に送られたのは咸豊五年六月十一日で、それから翌年の十一月迄ここにおかれた。外島に出る船が、慶良間や久米島で風待をすることは普通のことであったが、一年余も慶良間に置かれたことは特別の配慮があったに違いない。「仲尾次のような大家の主人公を遠い八重山へ追いやって、其の家族を困らすのは、首里政府の本意ではないから、長男と幼い子供等を留守宅に置き、政隆も暫く近い慶良間に置いて、一先づ一家の整理をさせた<sup>(9)</sup>」とも云われているが、何等かの配慮がなされたことは事実であろう。配所につく迄は食料は支給されることになっていたのか、「途渡飯米は十五人とも白米七升五合ずつの由……」と書かれている。阿佐村では俗にシンドウドンと呼ばれる人の宅におかれたという。告訴されると、信仰を棄てるよう忠告する人も居り、三男からも同様言われて、信仰だけは棄てないと決然と答え、又平等所の取調に際しても隠すところなく述べ、役人の前で説教する等、剛毅で確固たる信仰心を持っていても、貧しい漁村での朝を迎え、尚長い配流生活と家族の事を思うと、不安と寂寥の念が交々起ったのであろう。

六月十四日には、

山里は雨にあはれの増るなり

からすの外に友ぞなければ

同廿四日には、

草枕むすびかねつる旅やどに

いとど侘しき夜半の雨風

と詠んでいる。那覇の家族との連絡も許されているのか、七月の盆には、供のやまをして土産物を送届け、家族からの便りも受取った。

故郷の音づれきしけふよりは

心静かにわれはねつべし

その他、

小男鹿の妻こふ声を聞初て

しのに露ちる阿佐の旅宿

妻こふる鹿の初音にうきつらき

かさねて明す旅宿の空

八月十日には大風雨が起り、その宿舎は破壊され、流人の身で如何ともするすべがなかったが、文子与那嶺にやが、自分の家に移るよう勧めて移し、八月十二日には座間味の阿嘉掟宅に移った。九月九日は重陽の節である。地頭代、夫地頭、惣山当、大掟一同各自焼酎を持寄、政隆の宿所に来て寿を祝った。

喜をきくのさかづきの数に

うれしさやいつれよわひのふさ

の琉歌をよんだ。島人たちの流人に対する取扱方が伺われるようである。年があけて、咸豊六年の正月早朝、役々初三ヶ村の御位どもが番所の庭で朝拝を勤めるのを垣間よりみて、

島人のけふの勤を見ても知る

いつも曇らぬ御代の光は

三月三日の節句は、ここでも行われていた。

三月三日、都において異国人逗留故、雛遊も御禁止のよし、然るにこの島は、其の取締もなく、旧例にて離くへ小舟より漕渡り思ひく舞遊ぶさま、惣山当一同渡って見れば、衣裳袈物は何ぞ常に替事なけれども、遊びの賑やうは都の者より格別面白けれハ扱も野遊の本道は鄙にこそありしと感心して

けふこそは花の都にまさるかな

雛の遊びは鄙にうつりて

この年から四年前の咸豊三年には、アメリカ船が来航して来た為に、五月四日に行われる竜舟の競渡が停止になっているが、三年前には仏英両国人の留国により同じく競渡が停止になっている。前年には正月に仏船が来て、仏人三人清国人一人を残し、九月には仏船、米船が来て、兵一七七人を率い、総理官や布政官を庭上に引出し威嚇して条約を締結、この年には正月にアメリカ船が泊港に来船した。護国寺に滞留していたベッテルハイムは、道光二十六年（一八四六）以来の滞留であるが、三年前に去ったばかりであ

つた。<sup>(10)</sup>

五月五日は端午であるが、ここは何のこともなかった。

都辺は昌蒲の酒の魚あるに

けらまはなへて茶のみなりけり

十一月十五日に先島行の馬艦船が来泊したので、翌十六日未明、座間味の宮へ詣でて立願し、四男五男は便次第帰って再会を期せと別れた。その日、船は出帆し久場島の前まで行ったが、風雨の為乗戻し、阿嘉泊へ停泊、十九日になって阿嘉泊から八重山さして出帆した。今度も又廿一日には風雨に逢い、二三日久米島兼城泊へ潮懸しなければならなくなった。上陸して番所や在番宿所を見物し、有名な「ふけんじょう」を見る。

こひし久米島のこひのふけん門も

ふけてみてみちつらさ独さらめ

二十四日になって順風が出たので船のともづなを放った。くり舟で近づく者がいる。地頭の上江洲という人で、わざわざ山芋を土産にと包みを手渡して離れて行った。走る船のことで礼の述べようもなく、

稀にみし人の心の露うけて

むなでに使い帰すわびしさ

幾年よへても忘れよめ昔し

一目みし人のけふの情

二十六日夜半鳩間村につき、宮古屋という家に一同休み、十二月朔日、鳩間から石垣に向う途中、干瀬にのり上げたが、幸に難を脱し、やがて真泊に入ることが出来た。ここには甥鉢嶺筑登之が、その父の言付で迎えに来ていて、いろいろきかれたが感極り、

夢現いきやしかなけふや

のどにせんつまで返事や涙

一年有余にわたる慶良間でも仮宿の生活は、多くの島人たちの温い待遇によって無事にすみ、海路の険も何とか乗りこえて、今やっと配所の地八重山についた。けれどもいつまで続くかわからない、又何が行末に待っているかわからない配流生活である。ここに親しい旧知の人に逢い、言葉ものどにつまる思いをしたことであろう。

## 2 八重山での生活

仲尾次の配所は、八重山石垣の真栄里村ということになっていた。「配所付これなき流人は、石垣四ヶ村の外、村々難易居分見合を以て村賦り」<sup>(1)</sup>をする規定であった。十二月七日の日記には、「やんごとなき御三人」の御取斗によって配所の真栄里には参らず、この宿へ移ったと書いているが、「この宿」は四ヶ村の内であろうと思われるが明かでない。「やんごとなき御三人」は、宮古から咸豊六年に渡島し、翌七年まで八重山に滞在した検使の翁長親方と、在番役であろうか。日記中「やんごとなき御方」に翁長親方と側注をつけたところもある。この人たちの計いで、しばらく配所に移らなかつたものと考えられる。咸

豊九年（一八五九）には真栄里に移っていたようであるが、それから四年後の同治二年には又移っているようにみえる。その年三月の歌に、

道中にてある都人と行逢しに、わが宿のいつ方なるや、此内に可参とありければ、

あら嬉し尋ね来ませよ登野城

うらした山の戌亥なる宿

と歌っている。真栄里村は、尚穆十四年一七六五年に、平得村から分村したものであった。<sup>(12)</sup> 平得村が人口二千四百余人になり、役人二人ではこれが董治は出来ないのので、新一邑を設け、与人、目差を一人宛おいて督事をなすべきだとの申請によって、仲尾次の渡る九十年前に分村したものであった。流罪人は、その配所を勝手に変更することは許されなかった。流罪人については次のような中央からの訓令が出されている。

流罪人之儀、士とても其所の百姓ニ被召成置候ニ付而ハ於配所其慎可有之候処、配所差離各便次第他村江相住居妻子相求且又流刑御免被仰付候而も何角と申延本国仕候儀も致忘却長ク滞留就中段々入組又ハ喧嘩等仕出所中之障ニ相成候者も猶在之由相聞得候、流罪人之儀不届之輕重により配所之遠近難易等御見合之上被仰付事候処、件之次第罪科被仰付置候<sup>(儀)</sup>詮無之、畢竟在番頭へ不下知故、甚以不可然候間、向後配所之通致支配、順々其締方堅申渡、乍其上所中之障ニ相成程之氣任有之候へ、早速籠込申付其段御問可仕事<sup>(13)</sup>。

尚、流罪人も課税されることになっていて、「流罪人の上納については年比並に上中下位を考え、よく

／＼吟味の上相かけ<sup>(14)</sup>るとなっている。これらの流罪人の義務を果す為には、農家の下男になるか、手伝人となるか、又は家族より送らせるか以外に生活も出来ず、上納も出来なかったのではなからうか。仲尾次は、彼が八重山に上陸した翌月、正月十一日に「やんごとなき御方六人」の世話で旅妻を求めた。「やんごとなき御方六人」は、検使や在番頭をさすのであろうが、流罪人として破格の待遇をうけたことになる。彼は配所にも二人の供を帯同して居り、次三男はすでに成人し、自家の船をもって那覇離島間を往復している。咸豊七年の三月十三日の日記には、「やんごとなき御方」の宿に、次男がたずね、木屋を作つて商売をしてよいかの許可を求めている。これに対する答は「随分相働き然るべし。けれども不正の商売は致す間敷」といわれた。日記中十一年間に、「わが船下着」としたのが五回ほどある。この外貢租を運ぶ春立船、仲立船、その他の公用船も利用出来たらしく、その度に「宿元より書状」が来たことが記されている。二男三男ののる仲尾次船は、那覇八重山だけでなく、その他の離島にも往来していたと考えられるが、その積載貨物が何であったかは不明である。単に依託された貨物だけではなかったに違いない。商売の為の貨物があったと考えられる。多良間島に残る古文書に、役人が上国して土産となる品物を書付けたものがある。それには、(1)大和櫛三ツ (2)せん香四拾よい (3)鉦三 (4)上茶二斤 (5)万金丹 (6)砂糖入中壺三つ (7)小なへ三枚 (8)針貳拾本 (9)国分たばこ三よい (10)琉焼茶家三つ (11)袷衣三枚 (12)おせ差四本 (13)真芋三斤 (14)ひいく二メ と書いてある。これらの品物は地方の人々の日用品として喜ばれるものであった。又明治初年、地方から那覇に出て買いこんで帰る土産は、ソーメンと茶であったという。地方への行商人が「びん付油」や「装身具」を携えたことは組踊等にも見える。仲尾次船でその二三男が積んで行

って商売した品物は、右のような品々であったに違いない。政隆の十一年にわたる配流地での生活を支えたものは、このような商売の利益であろうか。このような生活の基盤があったので、村の行事に協力し、貧しい人に、補助を与え、宮良町架橋のような大工事までも自力で達成出来たのである。又彼の教養と人柄が村人の信頼を得、在番頭をはじめ、多くの島の役人達からも和歌のみならず、世俗上の相談をもうけることになり、大きな尊敬を受けたのである。彼の無期徒刑が十年で赦免になったのも、島人の歎願書が大きく作用したのではなからうか。

### 3 信仰生活

真宗信仰布教の故を以て、終身の流刑になり今その配所にある者として、公然と阿弥陀仏を信仰し、唱名念仏をすることは出来なかつたであろう。十一年間の日記には、それに代るものとして、観音信仰が表面にあらわれている。咸豊八年正月十七日日記、

瑚堂長老様、兼て被仰聞たる通り、観世音菩薩の御尊像を御直に御供せられて、今日は午の日なれば、信仰し始めて可宜と被下ければ、早速床に安置して帰命頂礼するまゝ、

けふよりはなかれてのよも任せ置

大慈大悲と深く念じて

石垣の桃林寺は、臨濟禪宗の寺で、瑚堂はその住持であった。観世音菩薩は、観無量寿経にその尊容がえがかれて居り、大無量寿経には、阿弥陀仏の脇侍として、大勢至菩薩とならぶことをあげている。観音

信仰はそのまま阿弥陀仏信仰となっていたのであろう。

母の誕生日に、

たちちめの年の緒を長く千代八千代

かけて守らせ大慈大悲も

又ある年の母の誕生日に観世音菩薩の御前に祈願して、

幾千代も守らせたへよわが母の

寿き長く千代よろつよも

のように、毎年母の誕生日には観音に祈りの歌をよんでいる。

咸豊十一年、

十月二十一日の暁方夢に紫衣着せせる老僧と対座して段々の御法談して、我難有くこころえ左の返上の句を詠し吟すれば、老僧笑をふくませられて左の返下の句を付せられ一首となして吟せられたと見てさ

めて迄不忘ければ不思議と記置

み仏のみ法の露に咲花は

勾ひも法のかほり妙々

同治三年四月五日には、

我船、二男三男乗合せ、波照間へ新米積渡として出帆いたしければ、桃林寺へ参詣し

三千年になるてふ桃の林寺

勾ひはいつも南無阿弥陀仏

かけまくもかしこきよゝの有情皆

弘誓のあみにもるゝ者なし

てんか下八百万代の末かけて

真如の光り照渡るべし

これには観音信仰よりも真宗の信仰が現れているようである。「弘誓の網」も観音経の「弘誓深如海」より、第十八願の誓願が表れている。政隆の信仰は、その身内や知人の死に際してよまれた吊歌にもよく現れている。

咸豊九年四月九日、

登野城の宿より供うし走参りて三良事病氣養生不相叶、八ッ時分死去為致とありければ、疋の事は何角供やまへ云付、われはウシと一同帰来り亡三ら枕本にて

旅の上の旅に渡てきやるいか身

あとなちをてわみや百のくれしや

翌日はその野辺送りであった、僧の読経と共に、自分では次の吊歌をよんでたむけた。

法の師の法の光りにおそはれて

しつしつ行よ法の都に

涙川波は立ともさわくなに

みのりの船にとくとりのりきて

三良は政隆の家僕であったが、自分と同様の配流人に対しても彼の世話はのびている。咸豊十年五月に、同十九日上原村配所の糸満、玉城 平得村古見屋にて死去為致由とて、彼村古見にやより何角取斗得呉度ありけれハ、間の板三つ江並白巾に左の歌を書付、供増栄を以て香奠、

板や法の舟巾や法の真帆

かけて乗て行よ法の岸に

なお、

同日増栄、平得より罷歸り亡玉城事、跡焼香すへき人もなければ、是非とも四拾九日の吊迄も今日致事なれハ、我も跡焼香せる心得ならは道ぞ今日相呉度と古見にやともいふよしありければ、又増栄を以て、飯米五升上酒三升醬油三合垣穂二斤仙香茶添て手向させて……

わが手向てすも是迄よたいもの

心よく請てあのとつけ

玉城は身寄もなく、死んでも四十九日の供養をする人も居ないので古見にやから仲尾次に助力を頼み、政隆は心よくこれを引受けたのである。八重山諸締帳<sup>(15)</sup>には、

百姓共之儀村向四流旗四ツ布ニ而相調各村所江格護仕置可相用得事

附坊主申請候儀耆人ニ可限候尤不便之方は坊主不申請経巾迄ニ而も可相済候也

とあって、庶人には僧侶の頼めない者も多いことを示しているが、葬儀の際は経巾だけでもよいとしてい

る。経巾は経文を白布に書いたものであるが、政隆は経の代りに手向の吊歌を書き記したのである。

先には家僕の三良が死んだが、咸豊十年五月には供のやまが死ぬ。

同廿日供やま木屋にて病氣養生不相叶死去せるより、わが心惑乱して

夢か現かまほろしか

かゝるうきくれしや続くことや

先立ひ行るいか身よりこまに

残るわがくれしや誰かしよか

同時先達て身まかり為致三らとも、若や闇路に迷ふてなけくこともあらぬかと思ふより、亡やまへ済度の心をさとす、

ひとり行人もやあらん死出の山

かゝけて見せよ法のともしひ

道にふミ迷てなけく人あらは

手引しち渡れ法の岸に

同年六月廿五日には「何とやらん亡やま、三ろありし倅の立ければ」として、

いきやしかなけふや野になりし二人か

ありし倅のわ肝せめて

この島の露と消果し二人か

佛のけふや目の緒さかて

政隆の帰るのを待わびる老母、政隆が毎年の誕生日には観世音菩薩にその長生を祈っていた母は、五月八日に死去したが、その知らせの届いたのは十月九日の朝であった。

扱わがみ待侘られしうきゆへに

かくいそがるよ無為のミやこに

都よりわれ別れきて七とせの

けふはあたなるわがおもひかな

今ははや花の台におましてや

この世哀と見そなわすらん

夕暮のとよ旗雲の立空を

見れば哀のいと増るかな

月のいる空のあなたにわが母の

いつもおませる法の都は

雲晴れて日のいる空を詠なげむれは

涙にしつむわがおもひかな

同十月十九日母の命日なれば次男四男も一同都へむかひ焼香して  
侘しくも手向心はたらちめの

おませるもとに行届くへし

心のみ都へやりて身はこゝに

わびて吊ふ年はいつまで

仲尾次政隆は、配所八重山に於て、表面上は、観音信仰に変わったようにみえるが、阿弥陀仏信仰については、平等所に拘引される時、友人や子供に、信仰は棄てないといったように動かない不動のものであった。同治三年六月は配流になって十年目である。

同廿八日備瀬氏明日出帆可致と暇乞に参りければ、都にありし至心堅固の友達へいやりと思ふまゝ書付て備瀬氏の懐中袋におさめる。

霜夜にもみさほうつさぬなよ肝を

見れば心の緒しめともかな

友たちかいかにと問はほととぎす

なきてこたへよ思ふ一こゑ

備瀬氏については不明であるが、政隆の高弟であった備瀬と何らかの関係のある者であろう。「都にありし至心堅固の友達」というのも同信の人達であろうか。「霜夜にも操うつさぬ」堅固な信仰を持つことを教え、又「なきて答へよ思ふ一声」で堂々と問われたら所信を表明することを勧めていると思われる。

#### 4 仲尾次の見た八重山の民俗

(1) 平得村の綱引と種子取行事

咸豊九年（一八五九）六月に綱引が行われた。

六月十七日平得村綱引に付、真栄里村も加勢に参るが旗の字なければ旗字にして相應する歌讀みくれたく、真栄里与人いわれければ讀みて与ふ、

豊なる御代の嬉しやかしこしや

民も楽しむ時をこそえて

綱引の旗に歌を記すことは外には見られないだろう。九月には種子取が行われた。『八重山生活誌』<sup>(16)</sup>によれば、

昔タニドリの日の朝早く、石垣から白保に至るまでの十ヶ村の妙令の百姓乙女たちによる競馬があった。乙女たちは盛装して上衣の右片肌ぬぎに紅の紐をつけた花笠を被って馬に跨り艶やかな勇ましい姿の競馬を演じたのである。競馬は名蔵川の潟原で役人の集まる前でくりひろげられる八重山独特の女子の競馬であった……。

とある。政隆の見た競馬はやゝ異なるようである。

同治元年（一八六二）九月廿八日は迄この島種子取の前日未明平得真栄里二ヶ村は、男女打交り馬を乗出し段々勝負するさまを見れば、男より女は猶達者にて馬の進ながも宜、何よりの詠めとおもふより口ずさむ

何よりの詠めとおもふこの島の

種子かす折のこまのあらそひ

幾許度見ても珍らし賤女か

のりし駒こそ先に進めハ

珍らしと詠むるものハこの島の

しつの女達のこまのあらそひ

此島は後れるこまのあらそひに

まさる詠めはあらしとぞ思ふ

これによれば男女共に競馬に参加したようにみえる。「賤の女がのりし駒こそ先に進む」といい、又「後れるこまのあらそひ」というが、早く走るより後の駒が勝ということになるのであろうか。

#### (ロ) 物忌

『八重山生活誌』には三月物忌について次のように記している。

作物の虫害のないようその成長を祈る行事である。司や村の係はお嶽で祈願し、村民はすべて浜下りをする。牛馬も浜に同伴する。物忌の日は四、五日前に通知する。青年たちは各家からムシロや竿を集めて浜に仮小屋を立て、人々はその下で将棋や碁の遊などをした。道の辻には縄を十字に張って番人をおき通行止をし違反者は制裁する……

この物忌は年間屢々行われたようで、同治十三年（一八七四）に検使富川親方から通達された諸締帳にも

次のように示されている。

物忌之儀年ニ一兩度不過様被定置候処、間々致度数候村も有之由百姓手隙之費不可然候間御法通一兩度ニ不過様締方可申渡事<sup>(17)</sup>

仲尾次は同治二年（一八六三）に次のように、日記にその感想をのべている。

九月七日、我この島へ渡来てよりこのかた年ことに八、九度或は拾四、五度も物忌といふて公方始一統浜江木屋を構へ、終日浜下りしち居るふりを見れば、奉公人方多分はんしゆうを打、百姓等は牛馬の繩又農具の繩なとぬひ調ひ女人をは奉公人方も百姓にも芋をうミかせをかけ、衣を縫調などして、抑物忌といふ心に相応せざる様に見ゆるより口すさむ、

心をば四方にちらしていミゐとは

ことひ如何なる所俗なるをや

この物忌は、稲作の種子取、開花、成熟、収穫等に伴うものであると思われる。

七八月収穫、未穫前人皆謹慎、雖言語亦不厲声、不蹙口為嘯、或有捲草葉吹之、以杖擬之而禁、収穫後乃吹小管、其声甚微細

と『李朝実録』の漂流人が与那国で観察しているように、収穫前は口吹もふかず、草苗を吹いても杖をあげて之を呵すというように、謹慎して専ら稲の成熟を祈ったのであろう。又

すこま日取五六日相延候得共、田により稲はやまり熟仕候田も有之候間、浦田仲良外田にても無構箕笠かぶり密々にもい声無之相慎刈取畔によい登せ格護仕置すこま之間は、水あみ手面洗ひ港を渡り人之

行逢候得共挨拶も不仕慎有之に付て、すこま之日に早速西泊へ乗越干拵候得は何事も障不申由伝有之候。<sup>(18)</sup>

というのが物忌の本旨であつたと思われる。けれども王府は、時間の浪費としてこれを制限し、仲尾次は宗教的な立場からの精進潔齋を考えているようであるが、農民でなかつた彼としては理解することは出来なかつたと思われる。又島民もその精神を忘れて娯楽的な面でのみとらえる所があつたのでなからうか。

#### (イ) 天川御嶽の祭

『登野城の歴史と民俗』<sup>(19)</sup>によると、九月九日に天川御嶽で芋の祭が行われ、芋を供えて感謝と豊作の祈願が行われる。仲尾次は同治二年に天川御嶽の祭にあつた。

同廿九日四ツ時分、登野城百姓とも、天川御嶽にて結縁として躍狂言いたし侍れば、我も差越見物せよとありければ、茶と重箱相送九ツ時分差越がくやの内にて見物して、

天川の神も嬉しくおほすらん

しづがしなよく躍る手振は

大名子か躍る手振のさなからは

神も嬉しとおほしめすらめ

大名子かさまはかへてもさなからの

手振そ見えて面白きかな

5 交遊

ここでは仲尾次の歌道の上の交友に止めたい。彼の八重山についた翌咸豊七年（一八五七）八月十一日、大目差（名は不明）が和歌二首を持って来た。教を乞うたのであろう。政隆はこれに自分の歌を書添えてやった。

かしつきてわれ頼むそよ何ことも

へたつ心はいささあらしと

敷島の道にもさとくけやけとし

いともしられていかめしきかな

同月廿八日には大目差が「伊野波〇〇草紙」というものを持参したので、

水くきの跡見るまゝにおもひ川

なかれをとむるしがらみはなし

大目差は、その知人をも政隆に紹介したのであろうか、更に翌咸豊八年四月十五日には、糸嶺氏の詠歌をもって訪ねて来た。政隆はこの詠歌の心をかりて次の歌を日記に書付けた。

思ひきやかゝるよほろの袖にさへ

ふかきころの露うけんとは

玉ほこの道行くひとにあふときの

ころろは花の都なりけり

別れての程は雲井をへたつとも

こそめし心はいつも忘れし

いちはやく闇を払ひて弥増に

みかけいたせよ大和言の葉

同じく四月十一日に、大目差がその詠歌をもって来たので、これに対し、

日々新また日にあらたなる清水

汲<sup>も</sup>てころろの垢洗いなん

偽<sup>也カッ</sup>を志す<sup>ナ</sup>の程もせずとたた

誠つくして身を守らなん

この歌は、政隆が大目差の詠歌の心をかりて詠んだと書いているが、大目差の律義な心の反映で、その歌もほゞ推測出来るようである。咸豊八年三月十一日には、波照間首里大屋子がその詠歌を持参した。政隆はこのような場合指導するというより、自分でも相手の詠歌の心をかりて歌っただけのようにみえる。この度もその通りである。

鶴亀のよわひより猶長久と

いのるころろはたらちめの為

年ことにみどりましそふ住吉の

まつとよわひを契てやミン

花の枝に来啼鳥さへけふよりは

豊なるよの例しいさなふ

桃林寺の瑚堂は、政隆が八重山について一年後に、観音像を贈り、政隆の配流中を通じて最も信仰的な支えとなったと思われるが、正に「法の師」であった。咸豊八年の三月二十日に、桃林寺に行くと、焼酎を出し、四方山唄の末和歌一首を何の題でもよいからよめといわれたので、瑚堂長老の四字を上下句にいれ、

瑚はこの道ある堂に引れきて

長く老ぬといわふ栄月

同月二十六日には、桃林寺から手紙と琉歌二首を送られたので、その返書に添えて、

身は小舟ころ漕渡ち給ふれ

いつも有明の月のことに

わみや浮小舟楫取やいつも

法の師のまかせおもて給ふれ

桃林寺住持は三年交代で、咸豊十一年（一八六一）には得元長老が住職となっていた。その正月十二日、長老が有銘氏を召列、焼酎持参で四方山の唄をしていると、古見首里大屋子も来会して興を添え、歓談終日に及んだ。政隆が、

法の師の法の御恵の露に

咲出たさけふや萩の花も

けふや法の師の法のきよ水に

肝の垢あらて百氣のふさ

に対し、

八くさ辺に四人かたりよりけふや

百年よ迄も嬉しやばかり

と、長老が返歌をしたので、政隆も、

けふの嬉さやもよとせのよわひ

法の師よ迄も願てたほふり

吉元も親しい者の一人である。同治二年七月仲尾次船で八重山に下った者に、二男、四男、五男、甥鉢嶺筑登之、甥孫嫡子吉元子の名がみえ、翌年四月には吉元親雲上の名がみえる。或は縁辺の者であろう。その十八日の日記には、吉元の旅妻を吟味する歌が書いてある。その結果、吉元は旅妻を求めることが出来たのであろう。四月二十六日朝、吉元へ、

御手折の花の勾ひは御心に能叶ひ、最早御身に深く移されてかほるへく思ふよりと言葉書して、

とに角も移しそめつつかほるらん

よしのだ思ふ花の勾ひは

に對して吉元の返歌は、

かたちよし心は猶にまさりける

むへこのひとを目利なさるは

とあつたので、政隆は「句統如何とおもふより」

姿より心は猶もよしやこの

君とも見していとすさむかな

姿より心はいとと住吉の

まつとひとしく色はへてみる

色よりも匂ひはいとと増りける

よしのの花といふも宜なり

と詠んでこれを贈った。

政隆が配流せられた咸豊五年から、那覇には仏船米船の来航があり、条約締結の問題が起り、その開明政策の一環として琉球を通じて兵器購入を計画した薩摩藩主の斉彬が咸豊八年に死ぬと、琉球では所謂牧志恩河事件が起って、首里那覇は不安と重苦しい空気が支配していたと思われるが、遠く離れた八重山では、在番を初め平和な生活を楽しむことが出来た。咸豊九年正月、

やんごとなき御方より、御旅宿へ参上せよと御使ありければ、則に参上して見上るに、外にもやんごとなき御方御兩人おまして御四人御一同静御嘶の中に段々難有仰事等あらせられてのち、歌の御評議せら

れわれにもよめよと被仰ければ、心に難有と覚ゆるまゝ、

立続く村雲はれてひさかたの

空すみわたるよにこそありけれ

同治二年（一八六三）八月二日には、同じやんごとなき御方が「以銅成鏡、正衣冠、以古成鏡、知興廢、以大成鏡、見得失」を題として歌をつくり、政隆にも同題でよめといわれて、

鏡そと見るに身の徳やしなふは

かねて昔に人のおこなひ

翌同治三年六月二十二日にも、吉元と共に呼び出されて歌を詠む、「やんごとなき方」の歌は、

行逢て言言葉や霜枯になても

肝やいつまでも梅の勾ひ

政隆の歌、

かしこしな深き恵みの露うけて

萩も今宵は花そ咲つる

九月九日には御在番から、浮繩泡盛に菊葉とその詠歌を取添えて贈られた。

都酒さしらぬものと云ながら

けふの祝に菊葉添あぐ

政隆の返歌、

かしこしな恵ミの菊のしら露に

心すましてゆらぐ玉の緒

政隆の歌の上の交友は、寄留の知識人から、島の上級の役人達、頭、歴代の在番から、桃林寺の住持等限られた人達ではあるが、政隆の配流生活の大きな激励となったに違いない。

## 6 宮良砦架橋

宮良砦については、山陽姓第二代長重の家譜に次のように記している。<sup>(20)</sup>

夫宮良河者東方邑々通路雖要道、從往古無砦從舟涉諸往還不自由有暴風洪水起怪我死者、因是順治十四年丁酉（一六五七）到王府時請訟次成年砦懸、自夫以來諸人通路矣。

附砦築整夫味噌塩飯料者与食自物、砦長八十尋横三尋高三尋築整也

最初の宮良砦は、宮良長重によって、一六五八年架設せられ、長さが八十尋、横三尋、高さ三尋、であったわけである。これが暴風の為破壊され康熙四十三年（一七〇四）に在番銘可路の時に修復されたが、乾隆三十六年（明和八・一七七一）の大津波で破壊され、其の後九十年間再建されなかった。宮良川はおもと嶽の南麓に発して、南東流し宮良灣に注いで、石垣島南部を東西に分断している。その為、宮良砦崩壊後は渡舟による交通が行われ、大風、漲水の節は二、三日も往還が絶える。干潮の時でも深処があるので、女性も着物のまゝ徒渉し、時に怪我や生命を失う者も出た。貢納物納入の時は、渡舟では三、四俵しか積めず、その為に一日でするのを二、三日かゝらねば上納出来ない不便があった。咸豊十年（一八六〇）一

月の日記、

十四日七ツ時分、思事ありて宮良河原へ、独り参りて見るに、往来のひとの渡せ守よふこゑ絶間なければ、

宮良川往来のひとの舟よはひ

聞はめつらし見れはかなしむ

いかばかり哀なるそよ渡せ守

行つ戻りつ独り漕して

併しこれ以前に既に架橋の決心をし、王府への架橋願は出され、その許可も下りていたであろう。同月十九日には諸嶽々に祈願をこめた。

十九日、宮良砦の懸合方手始ニ付、白保、宮良、大浜三ヶ村へ供物相捧し、各嶽々神人とともに立願させ、われは祭道具相調河祭して、

祈りかくたなはし長く千代八千代

守らせたへよ河もとの神

祈願祭が終了して直ちに工事は開始されたであろう。若い頃、橋懸の法も学んだ彼である。工事進行中、現場の仮小屋で生活しながら、自ら工事の指揮監督をしたに違いない。

閏三月十六日宮良河原の木屋にて無限出初る月を打詠めて、

空は瑠璃月はこがねのます鏡

かけしよと見ていとすさむかな

瑠璃はりてこかねの鏡かけゝむと

なかめてすさむいさ宵の月

四月三日の晩方宮良河原の上より不如帰くくと啼渡る鳥のこゑ聞へければ、扱時鳥の初音哉と哀を催して、

帰るさをわれわかぬよりほととぎす

初音を聞て何とかなしき

時鳥なかく初音むへなるも

帰るさしれぬ身はいかにせん

時鳥今幾年の春過ぎて

都の空にまたねなくとや

同二十六日宮良河へ砦の懸合大概成就して、御在番御方頭方御見合済ければ河祭して、

幾千代も砦をまもらせ河の神

河風静か波もたてすに

正味四ヶ月程かかって架橋したのであるが、長さ七拾五尋、高真中一丈三寸左右高三尺、砦幅楨真三間上

真二間が出来上った。その労働力には、板碇普請取附船加子、滞在人、流刑人、地下人計二一七四人が使用されたという。<sup>(21)</sup>その費用として百貳石七斗余の米が使われた。一日に人夫が平均して十六名位、米が一石ほど使用されたことになる。一流罪人の力によってこのような工事が達成されたのは、史上例のないことではなからうか。

二けれどもその後、二ヶ月も経ない六月十六日、寅卯の間から大風が吹き、入相時分から辰巳方によって益々強く、夜半には午の方に向かって猶強い風雨となった。夜中碇のことを気にかけて明し、翌十七日、旅妻の弟を現場にやって見せると、板は皆吹落されたが、石はその儘であることがわかった。

板は落石はそのまゝうこかぬと

きくも嬉しや碇の行末

咸豊十一年七月二日、宮良碇へ参りて碇の所々破たるを見るに、去年通し置水道の届かぬ所は、をのずから水の流行してあるなりければ、是偏に河神の御恵ミなるよと感心して、

河神の深き恵ミにこの碇は

くむ手に水の道開きして

この教訓を本にして、一年後には再建に努力した。今度は新に水門四ヶ所を増加し、人夫六六人、入費二二石八斗余で七月中に完成した。七月晦日碇修甫成就して、

千早振神の恵ミの深きより

かけて頼母し叺の行末

その日に河祭をした、

末遠く叺をまもらせ河の神

この河水のかよふ限りは

八月廿五日九ツ時分、御在番御方、御使者御方頭方御一同、宮良叺御見聞被成て懸合方宜相見得殊勝の至と御直に被仰聞ければ頼母しなるまゝ口ずさむ

公けに皆見そなへてこの叺を

よしとめすミのけふそうれしき

けふよりは末頼母しきたな叺を

公けひとのよしとめすなり

二十八日には、叺の結願の為に、真泊、美崎、天川、宮鳥、前つは、あなた、糸数の七御嶽、桃林寺、権現堂、平得村の多阿田屋へ、鏡餅、焼酎、仙香を持って、四男、なへ、まつに行かしめ、晩はその跡祝をした。四男、知念氏、宿主の石垣にや、叺の遣筆者田里にや、宮良にや、与那覇にや、叺築立の手本をした。座間にや、惣肝いりの仲嶺にやは、平得村の多阿田屋で、政隆はその宿所で、渡名喜氏、与座氏と静かに祝った。

わが願い叶わせ給ふ尊さに

仰ぎて今日は捧くひもろき

神々の深き御慈悲にわが願ひ

むすひていわふけふのさかつき

7 赦免

仲尾次政隆の八重山に於ける生活とその教養は、彼に接する人々に大きな尊敬の念を与えたに違いない。又宮良征架橋は八重山の人々に大きな恩恵を与え、その感謝の念を深くしたのである。同治二年（一八六三）には、検使、在番、同筆者、三頭以下諸役人十五名の連署で政隆赦免の歎願書が御物奉行所に提出された。

右者乍恐申上候、去卯年六月当島流刑被仰付翌辰十二月相届真米里村配所被仰付置候然者宮良川原渡之儀、跡々懸碇有之候処、乾隆三拾六卯年津波之時被引崩、其以来人居相滅極々疲入征普請不相調、右渡之儀東方之村々宿道ニ而満潮之時者人馬往還難成夫壹人ニ渡舟相附宿通仕来候処、仕上せ之時分上納物持越方ニ付而者渡舟壹艘ニ米粟二三俵完積渡候故、日中ニ上納方可相渡儀を兩三日相懸、隙取相成且渡人何歟ニ付、居合不申節者、急用筋公私共礎与差支、尤ひり潮ニ而茂所々深有之候故、女人共ニ者冬向極寒之時節ニ而も衣裳着儘往来、別而苦難を請且大風張水等之節者、兩三日も往還不罷成門ニ者人馬輕我及失命候場茂有之旁以往還之支不輕事御座候間、申年右仲尾次願立自分造作ニ而板征普請取附、船加子並滞在人流刑人地下人貳千百七拾四人相雇征長七拾五尋、高真中一丈三寸、左右高三尺、碇幅根真三

間、上真貳間、缸目大小七ツ、三月ヨリ五月までニ諸入料百貳石七斗貳升四合貳勺先ニ而筑立板懸渡人馬往還相達尤同年六月無類之大風吹起缸所々相損候付猶又人夫六百六拾六人雇入去年七月三日より同廿日迄諸入料貳拾貳石八斗壹升六勺七才先ニ而破所加修甫、缸目四ツ明重、両方潮切堅固仕調人馬往還之處相達候付、渡舟漕夫之費者勿論、往還之人苦難を免れ以島中永々為筋相成恩情之程不淺次第御座候間、前件之旁別段之御取分を以何卒仲尾次御赦免被仰付被下候儀、此節願上被下度偏ニ奉願候右様申上候御趣法之程如何敷深重奉恐入候得共、前文通之次第三而不得止事、此段奉訟事御座候間幾重ニも宜様御取成可被下儀奉願候以上

五月廿七日付を以て出されたのであるが、咸豊五年配流になってから九年目のことである。一流刑者を、其地の最高の役人から下級の役人に至るまで連署の上で赦免を願出るのも又史上稀なことであろう。その翌同治三年八月には長い旱魃があつて、雨乞等が行われたが嵐と共に雨ももたらした。同二十八日には、漢那親雲上が「歎声滿地流」の題を出し、前波座間与人もそれによつて、琉歌五首を詠じて持参したので、それに和して、

よかほ雨たふち御万人のまきり

御慈悲うたうたてあそふうれしや

願のこと雨もやはくとたふち

よかほうたうたて遊ぶうれしや

九月五日には、去つた八月二日に太子典の誕生が伝わつたので、漢那公旅宿によばれ、宮城公、嵩原公、

吉元公、いは、高良、頭宮良、前坡座間与人、新川目差等が集って御祝儀の盃が廻された。又前記のように在番から、泡盛に菊の葉をそえて送られたのも、四日後の重陽の節であった。何となく明かるい前途が見えるような兆であった折、十一月の二日に小与座から呼出があった。あいにく政隆には前日便りがあった、去月九日次男の妻が死去した報知があったので、代理として甥鉢嶺筑登之を遣わした。この呼出が赦免の伝達であったのである。この日は、いつものように歌はなく、翌朝までに「述懐口説」を書き残した。

扱も月日の過行ハ、駒の歩ミに増るなり

哀と、世の春の花 十年 あたに嘆<sup>散カ</sup>して夏の山

木々の梢も秋風の 吹に青葉や色替り

霜に枯野の虫の声 聞にかさねる果なさの

心こどひて旅の空 雪も降つむ八重山の

闇路たとりてあこがるゝ 果はいつくと白浪の

夜の衣を裏返し 若くも甲斐なく明すまに

またきとらせや中冬の 上ふつかのよかる日に

かゝる御慈悲の照渡で、闇の深山路晴々と

越て都へ帰るさの 真道ふむとは暁の

夢にたも見ぬ喜びの 眉を開て難有し

実や嬉しくこの年は 明し暮して新玉の

春の花見て夏ははや 一の帆中を吹つめる

御筋美風に誘れて 千代に八千代の末迄も

猶や仰がん御慈悲よと 祈る心は神々も

ゑい朝夕御守りたへミしやうれ

千代八千代までも御慈悲仰が

豊かな教養をもち、三十歳台で御兵具当や、那覇惣横目を勤め、二回も大和横目を勤めたほどの手腕をもった仲尾次が、僻遠の八重山に流刑され、わずかに詠歌によってその鬱を散じ、又架橋の大仕事をなし遂げて島民の感謝を受け、それによって無期とされた流刑が赦免に逢ふことが出来た。去年（同治二年）の日記には、「宿の東の道へ出けるに、八九間先より参る人、誰と見わけならねは、扱もかくまでわが目は衰けるや」と思い、試に宿の後の、はぜの紅葉を見ると、それも花のようにかすんで見えたと歎いている。流刑されて九年目、年齢も、はや五十五歳、既に老境に入っていることが自覚されている。過ぎた日々を考え又将来を思ひ、感慨深いものがあつたに違いない。その年も暮れて、明くれば同治四年正月、例年に変わり明かるい正月で、そここで生年祝が催され政隆も招かれた。赦免にもなつたし、似合の歳日祝をやろうと、漢那親雲上、嵩原氏等の提唱で、吉元親雲上、鉢嶺筑登之、東飯屋の内証聞嵩原里之子、桃林寺の内証聞小那覇、阿嘉筑登之、石嶺筑登之、仲里筑登之、原国筑登之、宿主の石垣にや、田里にや、花城にや等親しい人達が集つて、歌三味線も入つて大に興をそえた。

嬉しやな心のあめもうち晴て

のとけき春の月も見るかな

いよいよ配流地を引上げて故郷に帰還するに当って整理して置かねばならないのは、旅妻のなべのことであつた。四月十七日には、もとの真栄里屋の屋敷内に一軒の家を作つて、之を与え将来の生活を保証してやり、桃林寺の珊瑚堂から贈られた観世音菩薩の木像、絵像二体と万寿牌を安置し、慈光と書いた篇額を与えて、

大世尊未来をかけて守らせよ

空行く月日あらん限は

又、床の脇に自在天神の詠歌、「梅あらば賤かふせやの軒までも、われ立よらん悪魔しりぞけ」と書いたもの、並に紅梅の絵をかいたのを置いて、

いりあゆの光と同じいつまでも

たえず照せる御慈悲仰ん

なべの先祖の位牌霊前には、照信の篇額をかゝげ、

南無大慈大悲の功德いつも得て

易くいませよ花の台に

八重山の官民は、政隆の赦免と帰還を喜び、こぞつてその祝賀会を開き、その席上で、大浜与人作になつて、宮良橋架設について政隆をほめたゝえる歌を歌つて送つたといふ。

う潮のみたいぼうしふ水

う潮のひらい川原水

この橋のかゝる節もあもあもの

誰ろの主の御蔭ゆへ宮良橋かけた

仲尾次主のおかげん

宮良橋かけた

八重山中のお万人

朝夕さんわか顔や

朝夕さんみて呉れ

宮良橋みて呉れ

仲尾次主の御恩義

たわら穀にんおくらゝん

朝夕さの御願に孫子の栄え

今日の銀金日

沖繩旅しいまいんさいん

いきやしわかれしやべが

茶碗御酒しやびら

千秋万歳目出たいや

このように官民に送られて、閏五月廿七日酉時分に十一年ぶりに那覇の港に着いたのであった。

おわりに

官位に在る人が刑に処せられると、官職は取上げられる。従って仲尾次が赦免にあい帰郷しても無位無官となつたのである。けれども彼は明治二年二月には、筑登之座敷に叙せられ更に翌年には親雲上になつた。その翌四年七月八日、六十二歳でその生涯を終えた。

その次男三男は、配流中八重山に往来して父を助け旅妻もあつたが、三男政房は富永家の女との間に一子を設けて松といつた。

その子が真牛、その子が政治で現在に及んでいる。政隆の妻なへの後は絶えて、その家にあつた遺品は富永家に伝えられている。観音銅像一体、絵像一体、大自在天神の詠歌を墨書した板一枚、「慈光」「照信」の篇額が今同家に保存されている。

注

- (1) 外間守善・仲程昌徳『南島抒情』
- (2) 島津史料集中「日新菩薩記」十八頁
- (3) 玉代勢法雲『真宗法難史』

- (4) 『鹿児島県史料』(旧記雑録追録)一 五〇七頁、七〇〇頁
- (5) 多良間島漂流宮古人報告書
- (6) 大湾氏『我家の歴史』
- (7) 『沖縄県史』12 二七一頁
- (8) 伊波普猷『浄土真宗沖縄開教前史』
- (9) 同右
- (10) 『球陽』尚泰六年、七年の条
- (11) 咸豊八年八重山島科人公事帳
- (12) 『球陽』尚穆十四年の条
- (13) 乾隆三十四年八重山島規模帳
- (14) 同右
- (15) 八重山諸締帳(同治十三年)
- (16) 宮城文『八重山生活誌』五七二頁
- (17) 八重山諸締帳(同治十三年)
- (18) 慶来慶田城由来記
- (19) 牧野清『登野城の歴史と民俗』
- (20) 山陽姓家譜(宮良長良氏蔵)
- (21) 喜舎場家文書
- (22) 政模日誌